

香芝市長の権限に属する事務の香芝市教育委員会に対する委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第29号

香芝市長の権限に属する事務の香芝市教育委員会に対する委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

香芝市長の権限に属する事務の香芝市教育委員会に対する委任及び補助執行に関する規則（令和4年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号及び第10号を削り、同条に次の9号を加える。

- (8) 学童保育所の指定管理者の選定に関する事。
- (9) 学童保育所に係る小学校との調整に関する事。
- (10) 学童保育所に係る財産の維持保全に関する事。
- (11) 学童保育所の施設及び設備の維持保全に関する事。
- (12) 学童保育料の減免に関する事。
- (13) 私立学童保育所の開始、廃止、休止及び変更に係る受付に関する事。
- (14) 学童保育所（私立学童保育所を含む。次号において同じ。）に係る補助金事務に関する事。
- (15) 学童保育所に係る指導監査事務に関する事。
- (16) 前8号に定めるもののほか、学童保育所の管理運営に関する事。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。